

III 紹 介 III

高橋哲哉『靖国問題』

澤 喜司郎

(I)

著者の高橋哲哉氏(東京大学大学院教授)は、「靖国」問題が「どのような問題であるのかを、私たちは本当に知っているのだろうか。2001年夏、小泉純一郎首相の最初の靖国神社参拝がきっかけに、『靖国問題』がまた浮上した。しかし、首相の靖国参拝がなぜ問題になるのかをきちんと理解している人は、意外なほど少ない。そもそも、靖国神社とはどのような神社であるのかを知っている人さえ、多いとは言えない。靖国神社がどのようなものであるのかを知らなければ、首相の参拝がなぜ問題になるのかは理解できない。参拝がなぜ問題になるのかを理解できなければ、それに対する自分の意見を持つこともできない」という。

そのため、靖国問題について「自分の意見を持ちたい——そう願う読者の一助となることをめざして」本書は書かれ、本書では靖国神社の歴史を踏まえながら「靖国問題とはどのような問題であるのか、どのような道筋で考えていけばよいのかを論理的に明らかにすること」に重点が置かれていると著者いう。

なお、本書の章構成は

- 第1章 感情の問題—追悼と顕彰のあいだ
- 第2章 歴史認識の問題—戦争責任論の向うへ
- 第3章 宗教の問題—神社非宗教の陥穽
- 第4章 文化の問題—死者と生者のポリティクス
- 第5章 国立追悼施設の問題—問われるべきは何か

であり、著者は「少なくとも以上のような側面をきちんと分節化してアプローチしないと、迷路に迷い込んで出られなくなってしまう」と言い、本稿では著者のいう側面つまり各章の内容を簡単に紹介したい。

(II)

第1章「感情の問題」では、靖国問題を難しくしている最大の要因の一つに「遺

族感情」の問題があるとし、首相の靖国神社参拝をめぐる訴訟を例に、「靖国神社に強い感情的こだわりを持ち続けているのは」「靖国の妻」と呼ばれる遺族だけではなく、「首相の参拝によって、深く心を傷つけられた日本人遺族も存在」し、さらに決定的に重要な問題は「靖国神社がかかわった日本軍の戦争で大きな被害を受けたアジアの人々の『感情』の問題」で、「日本の首相が行なう靖国神社参拝に対して、中国・韓国等アジア諸国の政府やメディアから発せられる抗議の背景には、日本の植民地支配や侵略戦争の犠牲となった戦死者の遺族やその子孫にあたる人々の…怒りや哀しみ、すなわち『感情』の膨大な存在」があり、それは日本の側の「遺族感情」「国民感情」の「おそらくはその何倍にもあたる」としているが、中国や韓国の遺族感情については、それ以上には何も記述されていない。

そして、著者は「これらの『遺族感情』の多様性を踏まえた上で、靖国問題の根底にあるのは、戦死した家族が靖国神社に合祀されるのを喜び肯定する遺族感情と、それを悲しみ拒否する遺族感情とのあいだの深刻な断絶であり、またそれぞれの側に共感する人々の間に存在する感情的断絶である」として、以降では靖国信仰を成立させる「感情の錬金術」について論じている。つまり、著者が言う「感情の錬金術」とは「遺族の不満をなだめ、家族を戦争に動員した国家に間違っても不満の矛先が向かないようにしなければならないし、何よりも、戦死者が顕彰され、遺族がそれを喜ぶことによって、他の国民が自ら進んで国家のために命を捧げようと希望することになることが必要」で、そのため「靖国の論理は戦死を悲しむことを本質とするのではなく、その悲しみの正反対の喜びに転換させようとするもの」で、「靖国の言説は、戦死の美化、顕彰のレトリックに満ち」、この意味で靖国神社は戦没者の追悼施設ではなく顕彰施設であると指摘する。

第2章「歴史認識の問題」では、「靖国問題で歴史認識が問われるのは、いわゆる『A級戦犯』合祀問題としてである」が、「それを『A級戦犯』合祀問題として問うことは、この問題を極度に矮小化する」ことになり、また中国政府が要求する「A級戦犯分祀論は靖国問題における歴史認識を深化させるものではなく、むしろ反対に深化を妨げ」、A級戦犯分祀論は「一見すると戦争責任問題を重視しているように見えるけれども、実際はまったく逆で、戦争責任問題を矮小化し…より本質的な歴史認識の問題を見えなくしてしまう」という。つまり、著者は「より本質的な歴史認識の問題」とは、A級戦犯分祀は「『大元帥』として帝国陸海軍最高司令官であった昭和天皇の責任」や「実際に侵略行為に従事したという意味では加害者であった、一般兵士の責任もまったく問われずに終わってしまう」ばかりか、「靖国問題

において歴史認識が問われる際、それを『戦争責任論』のパースペクティブで論じる限り、事実上は『満州事変』以前の「植民地獲得と抵抗運動弾圧のための日本軍の戦争が、すべて正義の戦争」となり、そのため「戦争そのものの性格を問わなければならない」と主張する。

また、著者は「1960年代半ばから70年代半ばにかけて、まだ中国政府や韓国政府から靖国問題に関する公的発言がまったくなかった時代から、国内では『靖国神社国家護持法案』が政治問題化し、国論を二分する熾烈な論争が展開されていた」にもかかわらず、A級戦犯合祀問題は中国や韓国との間の外交問題であるかのような印象が広まり、中には「靖国問題は中国や韓国による批判から生まれたもので、それ以前には何もなかったというような『論』まで見受けられる」が、そうした印象や「論」は誤っているという。

(Ⅲ)

第3章「宗教の問題」では、靖国神社は「明治天皇の勅命によって創建された『天皇の神社』としての本質を、敗戦後60年が経過した今も変わらず維持しつづけている。植民地主義にせよ、天皇制にせよ、靖国神社は旧日本帝国のイデオロギーがそのまま生き続けている場所」であるとしたのち、政教分離問題に触れて「首相の靖国参拝に関して『合憲』と認定して確定した判決はひとつも存在しない」「『違憲』の確定判決が複数存在する」として、著者は論理ではなく判例の数によって首相の靖国神社参拝を違憲と判断している。つまり、著者は司法(厳密には一部の判決)が首相の靖国神社参拝を違憲と判断しているにもかかわらず、首相がそれを無視して靖国神社を参拝することが問題であると主張したいのであろう。

また、靖国神社の特殊法人化問題や神社非宗教論について検討し、「靖国神社は戦前・戦中のその『本来』の姿において、すでに『無宗教の国立戦没者追悼施設』であった。正確に言えば、『無宗教の国立戦没者追悼施設』を装う『宗教的な国立戦没者顕彰施設』であった」ばかりか、「靖国信仰を『宗教』から区別し、すべての日本人が尊重すべき『道』だとする思想は、靖国神社が法制度上単なる一宗教法人となった戦後も、靖国神社はもとより政府においても消え去ってはいない」という。

第4章「文化の問題」では、「靖国問題を『文化』の問題として論じる議論がある。靖国を『日本の文化』と捉える見方は、奇説珍説の類を含めて数多い。(中略)『わが国の歴史』や『伝統』に訴えて、靖国参拝を根拠づけようとする議論は少なくな

い。この場合、『文化』も『歴史』も『伝統』も大差はない。いずれにせよ、この次元に立てば、A級戦犯合祀などの戦争責任問題も、憲法上の政教分離問題も、『表面的な議論にすぎない』として斥けうるように見えてくる」という。

そして、文化論的靖国論のなかでも最も注目すべきものとして、江藤淳「生者の視線と死者の視線」(江藤淳・小堀桂一郎編『靖国論集』日本教文社、1986年)を取り上げて論評し、「兵士の慰霊や追悼にも、さまざまな形がありうる。それが靖国という形をとるのは、戦前・戦中においても、戦後の首相の参拝においても、江藤の言う『文化論』を超えた国家の政治的意志が働いたからだ」「靖国のように、戦死者のなかでも軍人軍属、戦士の死者のみを遇するという決定をしたのは、これもまた『文化論』を超えた国家の政治的意志である」「1869年の東京招魂社創建から今日まで、ほぼ140年間、かつて国家機関であった時代も、敗戦後に宗教法人となつてからも、靖国神社に『天皇の軍隊』の敵側の死者が祀られた例は一つとして存在しない。靖国神社がこのように敵側の戦死者を排除するのは、まさに『文化』を超えた国家の政治的意志によるのである」とし、靖国神社と死者の関係は「江藤の言うような『文化』によってではなく、まさに国家の政治的意志によって作られたものである限り、靖国問題への文化論的アプローチは原理的限界をもっていると言わざるをえない」としている。

(Ⅳ)

第5章「国立追悼施設の問題」では、2002年12月の追悼・平和祈念のための祈念碑等施設の在り方を考える懇談会の報告書について検討し、著者は「『A級戦犯』問題に関する曖昧さ以上に…歴史認識問題に関する曖昧さにこそ、追悼懇報告書の大きな問題がある。靖国神社はいまなお、かつての日本の戦争と植民地支配がすべて正しかったという歴史観に立っている…が、この点に関しても曖昧にしている」ばかりか「侵略戦争と植民地支配に対する一片の反省も刻まれていない」と批判する。

そして、侵略戦争と植民地支配に対する反省については、村山「首相談話においては、『過去の一時期』として時期を曖昧にしているものの、『植民地支配と侵略』が『誤った国策』であったと認め、それがもたらした『内外すべての犠牲者』に、『反省』とともに『哀悼』が捧げられている。ところが、追悼懇報告書では『侵略』の語も『植民地支配』の語も一度も使われておらず、『誤った国策』の『内外すべての犠牲者』は、『明治維新以降日本の係わった対外紛争(戦争・事変)における死

没者』へと中性化されている。『過去の歴史から学んだ教訓を礎として』と言いながら、『過去の歴史』に対する認識がまったく不十分だ』と猛烈な批判を展開している。また、「『過去に日本が起こした戦争』については、日本人の死没者も外国人の死没者も区別なく追悼対象にする」が、「新たな追悼施設は、『戦後』の武力行使については、日本人の死没者だけを追悼対象とする」もので、「この論理は、『天皇の軍隊』日本軍の戦争をつねに正戦とし、その戦死者のみを顕彰した靖国の論理と瓜二つではないだろうか」といい、そのため追悼施設は「第二の靖国」とならざるをえないという。

他方、各国の追悼施設について検討し、「それぞれの国の宗教的背景や世俗化の度合いなどに違いはあるが、そうした各国の特殊性を削ぎ落としてみれば、ここにあるのは、各国が自国の戦争を正戦(もしくは『聖戦])とし、そのため死んだ自国の兵士を英雄として褒め讃え、他の国民にも後に続くことを求める『英霊祭祀』の論理そのものである。この論理は、西欧諸国と日本との間で共通しているだけではない。日本の首相の靖国神社参拝を批判する韓国や中国にも、このようなシステムは存在する」し、「近代国家は、常備軍を保有し、いつでも戦争や武力行使に備えていることを常態としてきた。戦後日本も例外ではなく、自衛隊という名の軍事組織を有し、戦争や武力行使に備えてきたし、いまや本格的にそれに備えようとしている。」「国家が『国のために』死んだ戦死者を『追悼』しようとするとき、その国が軍事力を持ち、戦争や武力行使の可能性を予想する国家である限り、そこにはつねに『尊い犠牲』、『感謝と敬意』のレトリックが作動し、『追悼』は『顕彰』になっていかざるをえない」という。

そのため「問題は、どのような国立追悼施設をつくるかではない。…反戦・平和の意志と戦争責任認識を明示したものであっても、国立追悼施設が『第二の靖国』になることを防ぐものは、施設そのものではない。施設は施設である。問題は政治である。つまり、この『国立』追悼施設に関与する『国』が、戦争と平和との関連で施設をどのように利用するのか、あるいは利用しないのか、ということなのだ。国立追悼施設は、どれほど明確な反戦・平和の意志と戦争責任認識を刻んでつくられたとしても、それに関与する国の政治が戦争とナショナリズムに向かうものになってしまえば、いつでも容易に『第二の靖国』となり、新たな戦争に国民を動員する役割を果たすようになる」ため、「国家が戦争責任をきちんと果たし、憲法九条を現実化して、実質的に軍事力を廃棄する必要がある」ことを考えれば、「まずなすべきことは国立追悼施設の建設ではなく、この国の政治的現実そのものを変えるた

めの努力である」としている。

(V)

著者は、靖国問題の解決には「①政教分離を徹底することによって、『国家機関』としての靖国神社を名実ともに廃止すること。首相や天皇の参拝など国家と神社の癒着を完全に絶つこと。②靖国神社の信教の自由を保障するのは当然であるが、合祀取り下げを求める内外の遺族の要求には靖国神社が応じること。それぞれの仕方
で追悼したいという遺族の権利を、自らの信教の自由の名の下に侵害することは許されない。③近代日本のすべての対外戦争を正戦であったと考える特異な歴史観(遊就館の展示がそれを表現している)は、自由な言論によって克服されるべきである。④『第二の靖国』の出現を防ぐには、憲法の『不戦の誓い』を担保する脱軍事化に向けた不断の努力が必要である」と結んでいる。

本書は、現在最も問題となっている外交問題としての「靖国問題」を扱ったものではなく、むしろ「靖国神社論」と呼ぶべき内容で、少々の論理の飛躍はあるが、これまでにない「靖国神社論」であることは確かである。しかし、「靖国問題」を外交問題として見る視点の脆弱さのために、著者は首相や天皇が靖国神社に参拝しなければ、あるいは国立追悼施設を建設すれば、中国や韓国との間での「靖国問題」は「政治決着する可能性はある」と安易に述べているが、そのような安易な問題ではないことは多くの識者が述べているとおりである。

最後に、浅学非才な筆者には的確な紹介ができず、また筆者の不勉強による誤読の可能性もあり、この点については著者のご海容をお願いする次第である。

(ちくま新書、2005年4月、238頁、定価720円＋税)